

子ども・子育て支援事業計画に関する中間年の見直しについて

1 概要

「第2期東広島市子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）」について、内閣府が定めた基本指針に基づき、中間年における見直しを実施するものである。

2 見直し内容

(1) 本市の見直しの考え方（R4.7.12 東広島市子ども・子育て会議（第23回）より）

- ・「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」において、令和3年度の実績値が計画策定時の量の見込みを大きく上回っており（10%以上）、今後のサービスの提供に支障が生じる恐れがある場合、見直しを行う。
- ・「地域子ども・子育て支援事業」において、計画策定時の量の見込みと確保方策が、本市の子育て施策の実態に即していないものについて、見直しを行う。
- ・需要量の減少によるもの等、今後のサービスの提供に影響がないものについては、今回の見直しは行わない。今後、第3期計画（令和6年度策定予定）の検討にあたり、令和5年度に実施する実態調査や本市の子育て施策の方向性を踏まえて、抜本的な見直しを行う。

(2) 見直し（案）の概要

事業		見直し（案）	ページ
保育	西条北部	既存施設における定員の引き上げと民間施設の新規開設見込みに応じて改定	1
	西条南部		2
	河内	既存施設における定員の変更にに応じて改定（3号認定の増）	3
利用者支援事業 （地域すくすくサポート等）		現在の事業数及び今後の事業拡大の見込みに応じて改定	4
地域子育て支援拠点事業 （地域子育て支援センター）		新規に開設した（予定の）支援拠点における利用見込み数を考慮して改定	5
養育支援訪問事業		R3実績に応じて改定	6
一時預かり事業 （保育所（園）における一時預かり）		圏域ごとのR3実績に応じて改定	7
一時預かり事業 （幼稚園在園児）		圏域ごとのR3実績に応じて改定	8
一時預かり事業 （ファミリーサポートセンター）		R3実績及び各年度伸び率を考慮して改定	9
延長保育事業		圏域ごとのR3実績に応じて改定	10
放課後児童クラブ	寺西	R5に2施設が開設予定のため、開設後の定員数に応じて改定	11
	志和		
	河内	小学校の統廃合による定員の変更にに応じて改定	

### 3 見直しに係るスケジュール

	令和4年度												
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
1 計画変更													
(1)実績値の乖離状況確認	■	■	■	■									
(2)見直し箇所の設定	■	■	■	■									
(3)計画素案の作成					■	■	■	■					
(4)計画案の作成										■	■		
2 会議の開催等													
(1)子ども・子育て会議の開催					●				●		●		
					(計画見直し方針決定)				(素案の提出)		(計画成案の確定)		
(2)パブリックコメント									↔				
(3)議会関係									●		●		●
									(委員会・全協報告)		(議案提出)		(議決)